

令和4年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開会 令和4年9月22日(木)

閉会 令和4年9月22日(木)

仁木町議会

令和4年第3回仁木町議会定例会議事日程

◆日時 令和4年9月22日（木曜日）午前9時30分 開会

◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書 |
| 日程第7 | 報告第2号 令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書 |
| 日程第8 | 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号） |
| 日程第9 | 一般質問 農業労働力確保と宿泊施設の取組は（佐藤秀教議員）
補聴器購入に助成を（上村智恵子議員） |
| 日程第10 | 議案第1号 令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第2号 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第3号 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第4号 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第5号 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第6号 令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第7号 仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第8号 仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 議案第9号 仁木町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第19 | 議案第10号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて |
| 日程第20 | 議案第11号 仁木町道路線の認定について（第4稲園線） |
| 日程第21 | 同意第1号 仁木町教育委員会委員の任命について |
| 日程第22 | 意見案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程第23 | 議会広報編集特別委員会の定数の変更・委員の選任 |
| 日程第24 | 委員会の閉会中の継続審査 |
| 日程第25 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |

令和4年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 4年 9月22日（木） 午前 9時30分
 閉 会 令和 4年 9月22日（木） 午後 2時07分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（8名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

3 番 門 脇 吉 春

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	菊 地 健 文
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 長	河 井 健	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。門脇議員より欠席する旨の届出がありました。

定足数に達していますので、只今から、令和4年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、5番・嶋田議員及び6番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、9月9日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等、議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には報告2件、承認1件、議案11件、同意1件、意見書1件の合計16件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、2名から2件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3までは、これまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題とし報告を受けます。日程第8の専決処分については即決審議でお願いいたします。日程第9の一般質問については通告順に従い、佐藤議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第10から第13の決算認定については一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は「令和3年度各会計決算特別委員会」、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第14・第15の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16から第18の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19の損害賠償額の決定及び和解については即決審議でお願いいたします。日程第20の道路認定については提案説明後会議を休憩に移し、現地確認の上、即決審議でお願いいたします。日程第21の同意については提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第22の意見書については即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第23の議会広報編集特別委員会の定数の変更・委員の選任については即決審議

でお願いいたします。日程第24の委員会の閉会中の継続審査、日程第25の委員会の閉会中の所管事務調査についてはお手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和4年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日、9月22日木曜日、会期は、開会が9月22日木曜日、閉会が9月26日月曜日の5日間といたします。なお、9月23日から25日までは休会といたします。

次に、その他の事項でございます。(1) 新型コロナウイルス感染症防止対策にかかる議会運営についてでございます。町内で新型コロナウイルスの感染者が確認されたため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを引き続きフェーズ1によることとします。

続いて(2) 当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日9月22日から9月26日までの5日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月22日から9月26日までの5日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項の規定に基づき、9月23日から25日の3日間を休会にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、9月23日から25日の3日間を休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書

日程第7 報告第2号

令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び日程第7、報告第2号『令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

報告第1号、報告第2号の提案説明をさせていただく前に、この度令和4年第3回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ議員各位におかれましては、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員会委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは早速、一括提案されました2件につきまして、提案説明をさせていただきます。

報告第1号でございます。令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は9.2%で、将来負担比率はありません。

次のページをお開き願います。報告第2号でございます。令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は、簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）それでは、報告第1号について報告させていただきます。

報告第1号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書について、ご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を監査委員の審査に付しその意見を付け、議会に報告し公表することが義務付けられております。実質赤字比率につきましては、

一般会計の財政運営の深刻度を示すものでありまして、黒字でありましたので「なし」となっております。連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計を合算したものでありまして、黒字のため、こちらも「なし」となっております。実質公債費比率につきましては9.2%で、早期健全化基準を下回っております。将来負担比率につきましては、将来の財政圧迫の可能性を示すもので、ゼロ以下でありましたので「なし」となっております。

続きまして報告第2号、令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を運営する地方公共団体の長は毎年度監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し公表することが義務付けられております。本町では、簡易水道事業が公営企業でありまして、黒字となっておりましたので「なし」となっております。

なお、お手元には、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員の審査意見書及び資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で報告第1号、及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから質疑を行います。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、議案1件につき質疑の時間は最長で40分といたします。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

○議長（横関一雄）日程第8、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第1号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年8月22日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2771万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年8月22日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和4年8月22日に専決処分を行っております。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。16款、道支出金を13万7000円追加いたしまして、補正後の合計を46億2771万1000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。4款、衛生費を13万7000円追加いたしまして、補正後の合計を46億2771万1000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金が13万7000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。16款、道支出金、1項、道負担金につきましては、本年4月に銀山駅付近にて発見された遺体が身元不明者と決定したことにより、火葬に関わる道負担の費用13万7000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費につきましては、火葬に関わる費用の扶助費13万7000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』は、承認することに決定しました。

日程第9 一般質問

○議長（横関一雄）日程第9『一般質問』を行います。2名の方から2件の質問があります。

なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき質問時間は1件につき最長で30分といたします。

最初に『農業労働力確保と宿泊施設の実施』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、農業労働力確保と宿泊施設の実施は、について質問させていただきます。

近年、日本の農業では人手不足が深刻な問題となっており、外国人技能実習制度を活用した雇用活動が盛んとなっています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の入国制限等による人手不足という新たな事態に直面する中、この状況を改善し農業生産を維持することが喫緊の課題となっています。このため、外国からの働き手に頼っている農家では、入国開始のタイミングを待って、引き続き海外から技能実習生を迎える体制作りと在留外国人からの移行ルートの両方で雇用管理を進めています。本町においても昨年は、農業以外の業種から転換した特定技能実習生など多様な労働力確保に向けた取組を行っており、今後も農業生産を維持する上で、労働力の確保は不可欠であり、一方で実習生等の住む適切な宿泊施設の確保についても重要な課題となっております。そこで、次の2点について伺います。1点目、農業労働力確保に向けた取組状況と今後の対策は。2点目、宿泊施設整備に向けた取組状況と今後の対策は。以上2点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの、農業労働力確保と宿泊施設の実施は、の質問にお答えいたします。

1点目の「農業労働力確保に向けた取組状況と今後の対策は」についてであります。議員仰せのとおり、本町では例年150名以上の外国人技能実習生を受け入れておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により6月30日現在で90名に止まっております。その後、若干増加しているものの、コロナ禍以前から比べると大幅に減少しており、農業経営に支障を来しているものと推察しております。

不足する労働力を補完するため、農業者やJA新おたるでは、国の支援制度や農業人材用マッチングアプリの活用等、新たな取組が行われております。特に、農林水産省が農業現場における労働力不足解消を目的に創設した「農業労働力産地間連携等推進事業」を活用し、大手旅行会社とJA新おたるが連携して九州方面の大学生をターゲットに展開した「ミニトマトの収穫プログラム」では、町の多目的滞在施設（Casual inn Niki）を宿泊先として活用できたこともあり、8月16日から9月7日までの約1か月間に45名の人材を受け入れ、一定程度の労働力が確保できたものと伺っております。町といたしましても、こういった成果を基に、他の旅行代理店等に働きかけ、同様のプログラム構築に向けた支援を実施し、来年度から活用できるよう準備を進めております。

2点目の「宿泊施設整備に向けた取組状況と今後の対策は」について申し上げます。外国人技能実習制度は平成29年11月「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が

施行され、新たな技能実習制度として実施されております。技能実習法の施行に伴い、制度の円滑な運用を図るため制定された「技能実習制度運用要領」において、技能実習生の住環境の向上に向けた取組が規定され、1部屋について2名以下、1人当たりの寝室面積は4.5㎡以上、消火設備の設置、母国の家族に連絡のとれる通信環境の設置が要件となるなど、ルールが厳格化されたことにより、コロナ禍以前の人数の技能実習生の受入れを想定した場合、宿泊施設が不足することが心配されます。

労働力不足が年々深刻となっている中であって、外国人技能実習生を含む外国人人材の果たす役割は大きくなっており、優秀な人材を安定して確保する上でとりわけ住環境を含めた受入環境の整備が重要なものと考えております。近年、町内においても外国人技能実習生用の寄宿舎を新築される方も散見されているように、外国人技能実習生の受入れを行う事業者におかれましては、受入者の責務として技能実習生が快適に安全に生活できる住環境の整備に努めていただきたいと思います。

町といたしましては、昨年度、企画課において実施しました「空き住宅調査結果」等を活用し、宿泊施設として利用できる情報の提供を行うほか、当面使用しない職員住宅や教員住宅の貸出し等、外国人技能実習生の円滑な受入れが行われるよう、必要に応じて対応してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、再質問させていただきます。

只今、町長の方から農業労働力の確保、あるいは外国人技能実習生の宿泊施設の整備について、ご答弁いただいたところでありますけれども、本年度においても農業労働力の確保については、昨年同様、大変厳しい状況にあるようですが、そのことで農業経営の影響はどのような状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）只今のご質問でございますが、農林業センサスのデータを分析した結果、コロナ禍前の平成27年度と比較しますと約56％の経営耕地面積が減少していることが判明いたしました。主な作物では、水稻が8％、サクランボが14％減少しているとのことでした。なお、減少した理由でございますが、諸々理由はあるものの外国人技能実習生が確保出来なかったことによる労働力不足も要因の一つであるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今のご説明で、コロナ禍前と比較して農業経営への影響が出ているということでありまして、現在、農業分野における外国人技能実習生の受入れが、コロナ禍の水際対策によって受入れを停止している状況にあります。その水際の対策の緩和など、今後の見通しについてはどのような状況でしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）先ほどの町長からの答弁にもありまして、外国人技能実習生の確保は、先行きが不透明であり、コロナ禍以前の水準に達するには、まだまだ時間を要するものと推察されます。したがって、労働力の確保という観点から、これまでの外国人技能実習生だけに頼るのではなく、別の手法で労働力を確保する方法を検討しなければならないと考えております。現在、JA新おたと様々な方向で、労働力確保の検討を行っており、産地間連携により沖縄や四国地方の労働者を循環させる方法や、小樽市や札幌市の大学生の夏休み期間をアルバイトに充て、労働力を確保するなどの方法を検討している

ところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今政府では、観光分野での水際対策が徐々に緩和されている状況にありますけれども、農業分野においては、まだまだ不透明という状況にあるようでありまして、労働力の確保につきましては関係機関等、様々な対策を講じていくというご答弁もありましたし、今後においてもしっかり関係機関と連携し、労働力の確保について対策を講じてほしいと思います。

では次に、実習生向けの宿泊施設について伺いますが、先ほどのご答弁で、宿泊施設を整備する上での法的な規定や重要性については理解したところでありますけれども、昨年度、空き住宅の調査を行っていますが、宿泊施設が不足している中で、空き住宅の利活用については非常に重要なものと考えております。そこで、昨年度実施した空き家住宅の調査の結果内容と、その活用に向けた取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）昨年度実施いたしました空き家調査の結果内容と今後の取組ということでございます。

昨年度実施いたしました空き家調査につきましては、現地の外観調査で空き家と思われまして108件の建物の損傷具合によるランク付け、ゼンリン地図への位置情報などのデータの落とし込みなど、そして所有者が判明した108件のうち82件の所有者が判明した方につきましてはアンケートを実施して、そのうち43件の方から回答をいただいております。結果といたしましては、利活用をあまり考えてはおられないという方が多くいらっしゃいまして、活用を希望している方の空き家については5件程度にとどまっております。主に空き家の解体ですとか管理ということで、総合窓口の設置ということに関するご意見が多かったという状況でございます。なお、今後の取組ということでございますけれども、空き家の所有者に対して農業労働力確保に向けた宿泊施設の必要性について理解を求めてまいりたいと考えています。その中で、外国人の技能実習生が滞在できる施設としての活用も検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今のご説明で理解をするところでありますけれども、外国人実習生等が暮らしやすい環境整備が大変重要でありますので、空き家住宅の今後の利活用について、しっかり取組をお願いしたいと思います。

次に、当面使用しない職員住宅や教員住宅の貸出し等について伺いますけれども、今現在、職員住宅と教員住宅の空き家の状況と貸出し等の具体的な取組について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良総務課参事。

○総務課参事（奈良充雄）まず、職員住宅の方から説明させていただきます。

現在、管理している職員住宅は全部で24戸あり、うち9戸が空き家となっております。うち入居できる空き家は4戸となっております。残り5戸は本年度解体もしくは募集していないという状況になっております。

次に、利活用の状況でございますが、24戸のうち職員住宅が19戸、そのうち入居できる空き家は3戸、残り5戸は一般住宅で、そのうち入居できる空き家は1戸となっております。職員住宅は職員のみが入居

できる住宅となっており、一般住宅は、その他の用途でも貸出しが可能となっております。現在3戸ある職員住宅の空き家のうち、職員の急な入居や次年度の採用職員の入居を踏まえまして、現状のまま適切に管理していきたいというふうに考えているところです。また、5戸ある一般住宅のうち1戸が職員、3戸がJAからの申し出により11月末まで外国人技能実習生の宿泊施設として貸し付けており、残り1戸が現在空き家となっているところです。なお、一般住宅の5戸につきましては、町で策定している公共施設の個別施設計画において売却予定としており、当面改修は行わず利用を継続するというふうになっております。売却までの間、職員の入居希望がない場合は、現在JAに貸し付けている条件と同じ修繕や維持・保存・改良、その他の行為をするために支出する経費をすべてご負担していただくという条件であれば貸し付けることは可能かというふうに考えているところです。以上です。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）現在の教員住宅の空き状況でございますが、教頭住宅1戸、教職員住宅4戸の計5戸でございます。教頭住宅の1戸の空きにつきましては、仁木町に住居がある教頭がいることから現在は使用していないものでございます。教職員住宅4戸のうち、銀山地区の1戸は傷みが激しく使用不可となっております、その他3戸の空き家は、教職員の状況による急な入居や、次年度の教職員人事による入居を踏まえて、現状のまま適切に管理してまいります。

使用可能である、一般の教職員住宅3戸のうち2戸につきましては、補助事業による取得した財産の処分制限期間である木造の教職員住宅24年を経過していることから、売却等が可能となっております。もう1戸につきましては、あと2年経過すると、処分制限期間に達することとなります。なお、教職員住宅は、行政財産のため一般の方に貸付けすることは出来ませんが、普通財産に変更することにより、一般の方に貸付けすることは可能であると考えておりますので、必要に応じて対応してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今の空き家の状況と貸付け状況ということで伺いましたけれど、このJAに3戸貸している場所はどこでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良総務課参事。

○総務課参事（奈良充雄）北町の日の出団地にあります。国道側というか駐在所寄りのそちらの方の住宅3戸になります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それはおそらく仁木商業高校から譲渡されたものだと思いますけれども、それで間違いないと思いますけれども、それで、教員住宅あるいは職員住宅については、公共施設の個別施設計画で将来的に売却予定ということになっている住宅がそれぞれ4戸ございます。それで、その処分等の方法については、具体的に検討はされているのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良総務課参事。

○総務課参事（奈良充雄）まず、職員住宅の方からお話させていただきます。

ご質問のありました住宅につきましては売却予定としておりますが、今のところ具体的な売却計画等はありません。今のところは個別施設計画に記載のとおり、大規模な改修は当面の間行わず、適切に維持管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）公共施設個別施設計画で売却という方針の教員住宅4棟5戸につきましては、計画で売却予定とし、当面の対応はせず利用を継続するとしてございます。これは、処分制限期間を経過していない住宅が1戸あることから、教育財産から普通財産への転用手続上、処分制限期間内に転用を行うと処分制限期間が延長されるかもしれないとの回答を北海道教育委員会施設課からいただいていることから、少なくとも4棟5戸すべてが処分制限期間を経過した後でないと処分することは難しいと判断していることから、当面売却の検討はせず、適切に維持管理をして利用してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今の教員住宅の方の4棟5戸の所在はどこになるでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）こちら4棟5戸につきましては、東町4丁目にあります現在の北海道芸術高校からフルーツ街道沿いに少し上がったところの住宅4棟5戸でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

先ほどものご説明で、職員住宅あるいは教員住宅については、一般の貸出しということを柔軟に考えていただけるということなので、適宜、売却までの間、その辺についてはしっかり対応をお願いしたいと思います。

それで今後、将来的に職員住宅等を売却する上で、実習生向けの宿泊施設に限定して優先的に処分することが可能かどうか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）全般にかかる部分なので、私の方から答弁させていただきますけれども、先ほどの町長からの答弁にもございましたけれども、当面、貸与等で維持していくということでございますけれども、適切な時期に処分について町として判断してですね、競争性を含めて、どういう使い方でいいのかということも十分検討した中で判断していきたいと思います。その中の一つとしてですね、町の中で非常に技能実習生の住宅の確保を含めた人材用の宿舍というのは非常に大事な部分でございますので、そういったその辺も含めてですね、あり方について検討してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私も町有財産の処分等については、原則、一般公募が前提になるものと理解しておりますけれども、まだ多少時間がありますので、必要性を勘案した中で可能であれば柔軟な対応をお願いしたいと思います。これも町長の方から一言お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後の職員住宅・教職員住宅の処分の可能性というか、今後のあり方については、これからの社会情勢の様々なニーズもございますので、そういったことも含めて見極めながら、町として取れるべき対策を検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

では最後に、農業労働力の関連で町長に伺いますが、道内では情報通信技術を活用したスマート農業の広がりが加速しているようですが、これは人工衛星からの位置情報を中継する基地局が増えるなど、利用しやすくなったという部分と、農家の高齢化に伴う労働力不足が背景にあるということではありますが、本町においても第6期総合計画の中で「スマート農業を活用した省力化の推進など、安定的・持続的な農業経営の確立を推進すること」としておりますけれども、将来的にこれをどう活用していくのか、具体的な目標について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの質問にお答えいたしますが、今後の具体的な目標といたしましては、スマート農業は、ロボット技術やICT等の最先端技術を活用した新たな農業として定義され、農作業の省力化、労力軽減、農業技術の継承、また環境保全、品質の向上等が可能になるものというふうな期待されております。

スマート農業技術は多岐にわたっておりまして、主なものとしたしましても、野菜類の収穫ロボット、自動運転田植機、また自動草刈機といった省力化につながるものをはじめ、ドローンやAIの診断技術を活用し、全自動で必要な箇所にピンポイントで農薬や肥料などを散布するといった環境保全、品質向上、生産コスト削減につながる技術。更には水田の水管理や野菜ハウスの開閉を遠隔及び自動で行う技術なども開発されておりまして一部実用化されております。本町におきましても、第6期仁木町総合計画におきまして、ICTを活用した省力化の推進を進めるということにしておりまして、企業、大学、JA新おたる、農業改良普及センター等と連携をいたしまして、スマート農業技術を必要とされる方が円滑に導入できるように取組を進めているところでございます。

その一環として、令和2年度から令和3年度の2か年におきまして、営農の経験が少なくワイン用ブドウを栽培する新規就農者の支援を目的に余市町と共同でベンチャー企業と連携し、気象データを活用した主要病害であります、べと病や灰色カビ病の発生時期を予測し、スマートフォンを通じてリアルタイムで知らせるシステム「べと病アラームシステム」を開発し、希望されるワイン生産者に無償で配布し活用していただいております。このように、少しずつではありますけれども、スマート農業の実用化に向けた新たな試みを引き続き町としても検討してまいりたいとそのように考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

只今、町長の方から様々な部分でのスマート農業についての調査・研究、あるいは取組等をお聞きしましたので、本町の基幹産業である農業の振興については、いずれにしても労働力の確保と実習生等の宿泊施設の整備は不可欠でございますので、今後とも積極的な取組をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時35分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第9、一般質問を続けます。

一般質問『補聴器購入に助成を』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）補聴器購入に助成を。

私は令和元年第2回定例会において、高齢者に対する認知症防止の観点から、老人性難聴者への補聴器購入助成について一般質問を行い「調査・研究をする」との答弁をいただきました。それから3年以上が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、パーティションの導入やマスクの着用が当たり前になり、難聴者にとってはますます聞こえづらい傾向に拍車がかかっています。今、全国的に見ても補聴器購入に助成する自治体は増えてきており、全道でも12市町村で実施されています。この2～3年のコロナ禍により、聞こえに関わらず高齢者が集う機会が減ったり、施設に入る等の理由から周りに友人がいなくなったりしていく環境の中で、聞こえの問題により高齢者がますます孤独になっていくのを見過ごすわけにはいきません。国の制度ができるまで、補聴器の購入に対し、町独自の助成を検討されてはいかがでしょうか。3年前の一般質問以降の調査・研究の結果と併せて町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの補聴器購入に助成を、の質問にお答えいたします。

令和元年第2回仁木町議会定例会の一般質問において「国において、平成30年度から国立研究開発法人日本医療開発研究機構（AMED（エーメド））が主体となり、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究等が行われていることから、これらの知見や情報を踏まえ、必要な対策について考えてまいり」との答弁をさせていただきました。このことから、国などにおける研究の動向を注視した上で、町として出来る限りの研究や調査に務めてまいりました。

AMED（エーメド）と連携して加齢性難聴対策に取り組まれている国立長寿医療研究センターもの忘れセンターが、令和3年度に公表した「補聴器を用いた認知症予防への展望」とする論文において、「難聴は認知症を伴う行動・心理症状の独立した関連因子であり、難聴の方はもの忘れの自覚や不安感、焦燥を感じる割合が高く抑うつ傾向であったほか、地域在住の高齢者の住民健診データを解析したところ、難聴があると認知機能低下の合併が1.6倍多く、適切な補聴器の導入が認知症の発生を軽減させうる可能性を示す」との知見を公表しており、議員仰せのとおり、高齢者に対する認知症防止の観点からも補聴器の装着について推進すべきものと改めて認識したところであります。

現在、補聴器の購入につきましては、国による助成制度等が講じられているところでございますが、対象となる方は極めて限定されることから、近年、全国市長会、高齢者団体及び医療団体等から加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要請しているほか、令和4年第2回仁木町議会定例会においては「補聴器購入補助等の改善を始め、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書」を全会一致で決議され、衆参両院議長、内閣総理大臣及び関係大臣に提出されております。

また、加齢性難聴者の補聴器購入に対する独自の助成制度の創設についてであります。町といたしましては、国の補装具費支給制度の中で対応するなど制度化されることが望ましいと考えているところです。このため、現時点では、助成制度を創設する考えはございませんが、今後におきましても加齢性難聴を含め、高齢者の生活実態やニーズの把握に努めるとともに、運動や音楽活動、知的活動など生活習慣の改善や文化活動の実践が認知機能を良好に保ち、コミュニケーション能力の向上につながるとも言われていることから、認知症予防や介護予防を通じた取組を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）町としてできる限りの研究や調査をしていただき感謝しております。

しかしながら、「高齢者に対する認知症防止の観点からも補聴器の装着について推進すべきものと改めて認識したところだ」と言いながら、助成制度を創設する考えはないと切り捨てるその根拠は何かありますか。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）専門医の指示に基づき使用者の状態に合わせて細かな調整が可能な補聴器につきましては、10万円を超えるものも少なくありません。現在、補聴器購入の助成制度がある道内市町村におけます調査結果におきましては、年間の助成件数が1ないし3件程度、中にはゼロ件という年もあるという状況でございました。また、助成限度額につきましては、ほとんどの自治体が購入費の2分の1補助で助成額につきましては2万円から5万円程度でございます。同様の水準で購入費用の助成を行った場合、低所得の補聴器使用者の経済的負担を軽減させることにつきましては、厳しいものと考えてございます。町といたしましては、実施に当たっての事業の効果についても慎重に検討する必要があります。早期に補聴器を使用することが有効であることについては認識しておりますが、現行の支援制度によって必要度の高い方への支援がされている状況を踏まえますと、現時点におきましては、助成制度を創設する判断には至っておりません。現行どおり、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の運用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）前回、私が質問したことがわかり、何人かの人から「いつから助成制度があるんですか」と聞かれました。全く聞こえないわけではないので、みんな年のせいだと我慢しているんです。

随分前になりますが、白内障の眼内レンズも当時は自己負担でした。けれども、各市町村の助成制度が増えてきて、国の方でも保険適用になった経緯があります。

医療ということで難聴者に助成は出来ないのでしょうか。今、助成されている市町村でも1、2件とそんなに件数はないということを言っておりましたけれども、やはり大した人数ではないかもしれませんが、私はこの助成があるというのをきっかけに補聴器を購入するという考えに至ることが大事だと思います。

役場の窓口では、そういう方が来た場合、スムーズに対応はできているのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）全般の制度設計に係る部分なので、私からお答えしますが、上村議員の仰るとおりですね、先ほど町長から答弁をしたとおり、加齢に伴う中難聴者の方に対する補聴器をつけるということは非常に有効なことであるという認識しております。ただ先ほど、河井課長からもお話しした中で、国の制度としては、70デシベル以上の方がそちらの支援の対象になっていて、いわゆる中程度の方は対象になっていないという制度でございます。ただ70デシベル以上の方についても、国の支援について極めて限定的な部分になっておまして、いわゆる本当に実効性のある部分についてはちょっと疑問を持っているところもございます。そういったことからですね、先ほど話したとおり市長会を含めて、いろんなところから国に対しての制度設計自体の要望が出されております。ですから町といたしましてもそういったものを見極めながら、国において本来実効性のある制度として確立すべきものであるだろうというふうに考

えておりますので、当面は町としてですね、独自の考えでやるのではなくて国のそういった支援を充実させるように、必要に応じて要請をしながらですね、取りあえず、今後の取扱いについて、なるべく町として必要な対策をとっていききたいというふうに考えております。

それからまた、窓口等の対応でございますけれども、確かに難聴の方がいらしたときについてはですね、うちの町は非常にコンパクトな町でございますので、必要によって職員が複数人で対応させていただきまして、混乱なく対応ができているものというふうに考えております。以上であります。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) 大きなところになりますと、ホワイトボードを用意して書き取りで窓口業務をやったり、マイクなどを付けて聞こえるようにしたりとか、いろいろと対応しているところがあるんですけども、やはり電話などもかけて安否を確認しようと思っても、全然こちらの声が聞こえなくて、ガチャンと切ってしまったり、そういうこともありますので、なかなか聞こえない方にとっては、人と話すということが、本当に面倒になってくるのかなというふうに思います。

根室市では、聴覚障害といった特定分野のみならず、生活の質を確保するための支援策等を考えていきたいということで、生活支援特別給付事業の中に補聴器購入の助成とか、たん吸引器、点滴スタンド、車椅子、IHコンロなどを含めた日常生活用具の給付等を受けられない範囲の方の事業を助成する制度を一括して設けているそうです。町でも認知症予防や介護予防を通じた取組を展開していただいていますけれども、今一度、補聴器助成についてそんなにたくさんの方が押し寄せるといったことはないと思いますので、その事例からも、やはりそういうのがあって自分も補聴器をつけてみようかというきっかけになると思いますので、ぜひ今後も検討していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長(横関一雄) 林副町長。

○副町長(林 幸治) ちょっと先ほどの部分の関係でございますので、お話しさせていただきますけれども、認識はあくまで上村議員と町と同じでございます。

ただ、いわゆる聴覚障害を持たれている方の支援とですね、いわゆるねじれが出てしまう可能性があるということでですね、今の国の制度設計が十分ではないという部分もあると思います。その中でですね、やはり国の制度をきちんと実行性のあるものにしていただいた上でですね、またその場でいわゆる制度としてねじれがないような形でですね、町としても、もしその場合については制度設計をやっていきたいと思っておりますけれども、現時点で今言った、そういった周辺的な状況が整っていないのではないかとということが想定されますので、先ほどの答弁のとおりでございますけれども、そういったことで、今のところ制度として創設は考えていないということでございます。以上であります。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) それでは、ぜひそういう方向でいくようによろしく願いいたしまして、終わります。

○議長(横関一雄) 以上で一般質問を終わります。

日程第10 議案第1号

令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第2号

令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第3号

令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第4号

令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）日程第10、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第13、議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案4件につきまして提案説明させていただきます。

それでは、議案第1号でございます。令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号でございます。令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。最後に議案第4号でございます。令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案第1号から議案第4号まで一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、野崎議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く8名の委員で構成する令和3年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く委員8名で構成する令和3年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、令和3年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告します。

令和3年度各会計決算特別委員会委員長に木村議員、副委員長に磨議員が互選されました。閉会中の審査よろしく願います。

資料要求の件について、お諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求をしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第14 議案第5号

令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第5号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6315万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9087万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第5号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。10款、地方特例交付金から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額6315万9000円を追加し、補正後の合計を46億9087万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額6315万9000円を追加し、補正後の合計を46億9087万円とするものでございます。

3ページ、第2表 地方債補正、1. 追加でございます。町民センター空調機更新事業につきましては、過疎対策事業債の対象となりましたので、4330万円の追加。下段、2. 変更はデイサービスセンター運営

補助事業を950万円に、橋りょう補修事業を1610万円に、臨時財政対策債を2012万2000円にそれぞれ変更するものであります。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、国道支出金が6433万円の増、地方債が4260万円の増、その他が4397万3000円の減、一般財源が20万2000円の増となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。10款、1項、地方特例交付金につきましては、今年度の交付金決定により3000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。11款、1項、地方交付税につきましては、今年度の普通交付税の決定により4952万8000円の追加でございます。

9ページ、15款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる負担金524万円の追加、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2949万8000円の追加、2目、民生費国庫補助金は、手話講座費用の国負担分10万8000円の追加、3目、衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金771万6000円の追加、4目、土木費国庫補助金は、道路メンテナンス事業で36万7000円の追加、5目、教育費国庫補助金は、小・中学校の教職員用iPad購入費180万円の追加、6目、農林水産業費国庫補助金は、目を新設しまして農地利用効率化支援交付金1713万5000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。16款、道支出金、2項、道補助金につきましては、土地利用交付金の減、手話講座補助金と高齢者世帯等生活支援補助金の増で240万9000円の追加。3項、道委託金は、統計調査費の増により5万7000円の追加。

11ページ、18款、1項、寄附金は、企業版ふるさと納税の寄附10万円の追加でございます。

12ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては、コロナ交付金、企業版ふるさと納税、過疎対策事業債の充当により9635万7000円の減額でございます。

13ページ、21款、諸収入、4項、受託事業収入につきましては、学校給食運営費の収入見込みにより69万4000円の減額。5項、雑入は、後志開発期成会中央要望の旅費、及び北後志消防組合の精算金などにより1253万3000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。22款、1項、町債につきましては地方債補正で説明したとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費につきましては117万5000円の追加で、コミュニティーバスのオイル及びガソリン代とバス停利用に伴う負担金の増。5項、統計調査費は、就業構造基本調査費の増により4万8000円の追加でございます。

17ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、高齢者世帯等への一世帯1万2000円の給付金と事務費で788万8000円の追加、18ページ、2目、老人福祉費は90万円の減額で敬老会中止に伴う経費の減と後志広域連合介護システム改修費等負担金の追加、19ページ、4目、心身障害者特別対策費は251万円の追加で、手話講座負担金及び障害福祉サービス費等の返還金でございます。

20ページをお開き願います。4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費につきましては、101万4000円の追加で、新型コロナウイルス濃厚接触者への自宅待機中食料セット購入費、3目. 予防費は882万3000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用でございます。

22ページをお開き願います。6款. 農林水産業費、1目. 農業費につきましては3292万5000円の追加で、農地利用効率化支援交付金及び肥料高騰に対する補助金でございます。

24ページをお開き願います。8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費につきましては125万4000円の減額で、町道頂白線の用地測量、橋りょう補修設計及び積算資料作成委託料と、橋りょう補修工事の執行残でございます。

25ページ、9款. 1項. 消防費につきましては、新型コロナウイルス対策用エアテント購入費674万8000円の追加でございます。

26ページをお開き願います。10款. 教育費、1項. 教育総務費につきましては、小中一貫教育推進会議委員報酬費等12万4000円の追加、2項. 小学校費. 3項中学校費は同額の193万6000円の追加で、新型コロナウイルス対策のための教職員用iPadの購入費。27ページ、5項. 社会教育費は財源内訳の変更、6項. 保健体育費は19万1000円の追加で、学校給食運営費返還金でございます。29ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号

令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第15、議案第6号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万9000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9530万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第6号、令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金を11万9000円追加し、補正後の合計を1億9530万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を11万9000円追加し、補正後の合計を1億9530万8000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の財源内訳は、一般財源が11万9000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、2項、基金繰入金につきましては11万9000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、国保連合会との通信回線をADSLから光回線に変更するための回線切替費用11万9000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行いません。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第7号『仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号、仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第7号、仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

本条例は、公職選挙法がお金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、公費による選挙費用を負担する選挙公営制度を設けていることを踏まえ、仁木町の選挙においても、法に定める選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について公費負担するため、令和2年に整備した条例です。

この度の条例制定の背景といたしましては、最近における物価の変動などに鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙運動に関し、公営に要する限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部改正があったことによるものです。仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における公費負担について定めている同条例は、公職選挙法施行令と同じ限度額を規定しておりますので、改正後の施行令で定める額と同額に改正するため、条例の一部改正を行うものでございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。主な改正点をご説明いたします。第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続の改正は、第2号の一般運送契約以外の契約、いわゆるレンタカー方式契約の場合の規定のうち、1日当たりの限度額をそれぞれ増額改定するものです。アでは、1日1台のみ「1万5800円」の限度額を「1万6100円」とし、イでは、燃料供給契約の限度額、1日当たり「7560円」を「7700円」とするものです。

2ページをお開き願います。第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続の改正は、公費負担の1枚当たりの作成単価の限度額を「7円51銭」から「7円73銭」に増額改定するものです。次に、第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続の改正は、ポスター作成費用の印刷費単価限度額を「525円6銭」から「541円31銭」に、企画費限度額「31万500円」を「31万6250円」に増額改定するものです。附則につきましては施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、2.経過措置は、改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものというものであります。以上で、議案第7号につ

いての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号

仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第8号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の育児休業等に関する条例（平成4年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第8号、仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この度の条例制定の背景は、昨年8月に人事院から国家公務員に係る妊娠・出産・育児などと仕事の両立支援のために講ずる措置が明らかにされ、地方自治体においても地方公務員法の規定に基づき条例改正等所要の改正措置を講ずるように総務省から通知があったことによるものです。

また、当該措置については、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されており、令和4年10月1日より適用する、育児休業の取得回数制限の緩和などについて、本条例の一部を改正するものでございます。今回の主な改正点は、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の取得要件の緩和・柔軟化などでございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。

主な改正点をご説明いたします。第2条第3号の改正は、非常勤職員の子の誕生日から57日以内にする育児休業、いわゆる産後パパ育休について取得要件が緩和となる改正です。非常勤職員任期の期間が短縮し、より短い任期の職員も対象となるという改正です。具体には、子の誕生日から57日より6月を経過する日までの任期が満了することが明らかでない職員も取得が可能となるものです。第2条第3号イ、第2条の3第3号、及び第2条の4の改正は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関する措置を講ずるための改正です。非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定整備、2歳に達する日とする要件についても同様の規定を整備、1歳以上の期間において育児休業の取得要件を確認したい場合の要件を定める規定の整備のための改正です。改正前の条例、第3条第5項の削除、第8号及び第11条第6号の改正は、育児休業の取得回数制限の緩和等に係る改正です。再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再取得の規定を削除し、任期を定めて採用された職員について任期の更新があった場合の規定を整備するための改正です。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、令和4年10月1日から施行するものでございます。以上で議案第8号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第9号

仁木町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第9号『仁木町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。仁木町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例制定に

ついて。仁木町社会福祉委員会条例（昭和32年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、河井住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）議案第9号、仁木町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

仁木町社会福祉委員会につきましては、本町の社会福祉の増進を図ることを目的として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置しており、委員につきましては、仁木町社会福祉委員会運営規程に基づき、主任児童委員2名を除く13名の仁木町民生委員児童委員を充て活動を行っております。一方、民生委員児童委員につきましては、本年12月、3年に1度の一斉改選が行われますが、昨年、大江地区5町内会が統合したことや関係町内会の世帯数の減少から、担当地区の見直しを行い、今回の一斉改選期に合わせ、現行の民生委員児童委員13名を12名に減員する予定で手続を進めております。

今回の改正につきましては、民生委員児童委員一斉改選期における委員数の減員に伴い、仁木町社会福祉委員会委員の定数を減員するという内容となっております。それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表により説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。右側が現行で、左側が改正後となっております。条例第2条委員会の組織中、社会福祉委員会委員につきましては、現行の下線部「13名」から、左側の下線部「12名」に改正するものであります。附則につきましては、令和4年12月1日から施行するというものでございます。説明は以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第19 議案第10号

損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

○議長（横関一雄）日程第19、議案第10号『損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて。仁木町（被告）と、株式会社エンドレス・テック（原告）との間で係争中の令和3年（ハ）第351号損害賠償請求事件の裁判上の和解を下記のとおり函館簡易裁判所において成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 相手方は、北斗市追分3丁目2番5号、株式会社エンドレス・テックでございます。2. 和解の概要、和解条項といたしまして（1）被告は原告に対し、本件解決金として、9万6488円の支払い義務があることを認める。（2）被告は原告に対し、前項の金員を、令和4年10月ここは空欄になっておりますけれども、議決後に認定される日に限り、北陸銀行函館東支店の「弁護士山内良輔預かり金口」名義の普通預金口座に振り込む方法によって支払う。この振込手数料は被告の負担とする。（3）原告は、その余の請求を放棄する。（4）原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。（5）訴訟費用は各自の負担とする。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第10号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することにつきまして、ご説明いたします。

この度ご提案申し上げましたのは、令和3年3月16日、町道仁木山の手線を走行中の中型貨物自動車と町が設置したスノーポールが接触し損傷したとして、所有者の法人から修理費の賠償請求が訴訟提起された損害賠償請求事件における函館簡易裁判所からの和解勧試の受入れ並びに損害賠償額の決定についてであります。

本件は、事故後、双方代理人弁護士での話し合いによる交渉を続けていたところ、相手方が過失についての見解の乖離が大きく、話し合いによる解決は困難であると判断し、函館簡易裁判所に民事訴訟を提起したものです。これにより原告代理人から国家賠償法に基づく損害賠償請求の訴状が、令和3年11月15日付けで届いて以降、令和4年1月20日の第1回口頭弁論から、令和4年7月21日の第5回口頭弁論まで弁論準備手続として、原告・被告双方による証拠書類の提出や主張、反論文書の確認などが行われてまいりました。この間、裁判所より和解案が示されており、第5回口頭弁論で原告側・仁木町双方において同意する旨の意向が示されたところであります。本町といたしましては、委任している弁護士法人 佐々木総合法律事務所の意見も踏まえ、また町が加入している全国町村会総合賠償補償保険の幹事会社より、解決金は全額保険対応との回答を得ていることから、裁判所からの和解案を受け入れることといたしたく、地

方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償額についてご提案申し上げるものです。なお、詳細につきましては、行政報告のとおりでございます。以上で議案第10号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第11号

仁木町道路線の認定について（第4稲園線）

○議長（横関一雄）日程第20、議案第11号『仁木町道路線の認定について（第4稲園線）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。仁木町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の認定をする。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、整理番号は163、路線名は第4稲園線、起点は仁木町東町12丁目100番4地先から、終点は仁木町東町12丁目82番1地先となっております。延長は525.86m、幅員は6.50mと11.45mでございます。主要な経過地は町道稲園線から町道モンガク線となっております。

詳細につきましては、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第11号、仁木町道路線の認定について、ご説明申し上げます。路線名、第4稲園線の認定でございます。

仁木町道路線を認定しようとする場合は、道路法の規定に基づき、議会の議決を得なければなりませんので、今定例会に上程しております。本路線につきましては、町道稲園線終点から町道モンガク線の区間の路線で、昭和63年度に道路工事は完成していましたが、当時、相続上の理由で町への用地寄附が整わなかったものであり、現在の土地所有者より道路用地として町へ寄附することについて合意を得られたことから、用地測量を実施し、本年8月3日付けで、仁木町東町12丁目99番地の地権者から道路敷地として878㎡の土地の寄附申込みを受け、当該区間路線については平成23年度に策定した仁木町道路線認定基準を具

備しております。記といたしまして、左側から整理番号、路線名、起終点、延長、幅員、主要な経過地を記載しており、路線延長は525.86m、幅員は最小6.50m、最大11.45mでございます。

次のページをお開き願います。道路認定位置図でございます。認定箇所につきましては赤色で示してございます。

更に、次のページをお開き願います。詳細図でございます。赤色丸印の起点・終点と道路用地幅を示しております。起点は町道稲園線、終点は町道モンガク線でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

現地調査のため、暫時休憩します。

休 憩 午後 1時10分

再 開 午後 1時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町道路線の認定について（第4稲園線）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町道路線の認定について（第4稲園線）』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 同意第1号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第21、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第1号、仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員関みゆきは、令和4年9月30日にその任期を満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和4年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町1丁目57番地、朝山綾子、昭和60年11月15日生まれでございます。

只今議案を朗読させていただきましたとおり、仁木町教育委員会委員を務められております、関みゆき氏が令和4年9月30日をもって任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、新たに朝山綾子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

それでは、朝山綾子氏の経歴をご紹介します。朝山綾子氏は昭和60年11月15日生まれで満36歳でございます。住所は余市郡仁木町北町1丁目57番地、平成16年3月に北海道滝川西高等学校を、平成18年3月には光塩学園調理製菓専門学校を卒業されております。卒業後は、株式会社きのとやに勤務されております。朝山綾子氏はPTA活動にも積極的に参画され、献身的に活動支援を行っているところでございます。教育文化の振興発展にご尽力されており、真面目で教育熱心、地域の信望も厚く、教育委員会委員に適任と考えますので、議員各位の格別のご高配を賜りましてご同意くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時53分

再 開 午後 1時56分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第22 意見案第5号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第22、意見案第5号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の4ページです。意見案第5号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。令和4年9月22日提出。提出者は私、嶋田 茂、賛成者は、佐藤秀教議員です。

意見書の内容につきましては5ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣

総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。ご可決くださいますようよろしくをお願いします。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議会広報編集特別委員会の定数の変更・委員の選任

○議長(横関一雄)日程第23『議会広報編集特別委員会の定数の変更・委員の選任』を議題とします。

本件については、仁木町議会委員会条例第4条第2項の規定により、議会広報編集特別委員会の定数を現在の4名から8名に変更するものであります。

お諮りします。本件、議会広報編集特別委員会の定数を8名とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の定数は8名とすることに決定しました。

お諮りします。議会広報編集特別委員会の委員の任期は議員の任期満了までとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の委員の任期は議員の任期満了までとすることに決定しました。

続いて、議会広報編集特別委員会の委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名します。

議会広報編集特別委員会委員には、現行の4名の委員に加え、宮本幹夫議員、上村智恵子議員、嶋田茂議員、佐藤秀教議員以上4名の方を追加で指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会委員は、只今指名したとおり選任することに決定しました。

日程第24 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第24『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第25 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第25『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時03分

再 開 午後 2時04分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年第3回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、格別のご審議の下、ご可決を賜り心より感謝を申し上げます。

さて、町内各地域の例大祭が終わり、今年もコロナ禍ということもあり、規模を縮小しての開催ということでありました。また銀山地区の女代神社では、銀山開祖祭として、山川瀧五郎氏の記念碑移設工事の竣工式も併せて執り行われ、神社周辺が整備され地域住民はもちろんのこと、銀山保育所の子どもたちも銀山太鼓を披露し、和やかな雰囲気にも包まれている光景を目の当たりにし、来年こそは通常の形で例大祭が行われ、多くの地域住民の参加のもと開催される日が来ることを切に願うばかりであります。100年以上経過しても先人たちの思いを継承し続け、お祭りを通じて新旧住民がつながることに、地域のあるべき姿

が映し出されたように感じます。現代社会では、地域コミュニティにおける住民同士のつながりの希薄性がしばしば問題となっておりますが、本町においても他人事ではありません。ある企業が昨年行った意識調査では、コロナ禍で変化したことで、最も多く上がったのが、人付き合い・コミュニケーションでありました。地域コミュニティの希薄化は、コロナ禍以前から生じていたものでありますが、コロナ禍により拍車がかかり人とのつながりが失われつつある社会が訪れる懸念がある中、当たり前だったことが当たり前ではない時代が訪れ、またこれまでの常識が非常識なる時代を迎え、今後テクノロジーが更に進歩し、これまで人が直接的に行ってきたことが、ロボットやコンピューターで代替が進み、人の役割が失われていく社会になろうとも従来のコミュニティ形成を維持していくには、人とのつながりは必要不可欠であると考えます。したがって、Withコロナ・Afterコロナという言葉の真意はコロナと向き合いつつも、以前のような生活行動を取り戻すことにありと捉え、徐々に正常化させていくためにも、コロナ禍で失われた様々なことをこれから時間をかけて立て直しを図っていかねばならないと、このたびの例大祭を通じて痛感した次第であります。

最後になりますけれども、これから秋の季節を迎え、豊穰の秋をご祈念いたしますとともに、議員各位には季節の変わり目に当たりくれぐれもご自愛くださいますよう心からご祈念申し上げまして、閉会にあたっての挨拶と代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年第3回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時07分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和4年9月22日～9月22日（1日間）

（開会～午前9時30分 / 閉会～午後2時07分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書	R4.9.22	報 告
報告第2号	令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書	R4.9.22	報 告
承認第1号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）	R4.9.22	承認可決
議案第1号	令和3年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R4.9.22	委員会付託
議案第2号	令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.22	委員会付託
議案第3号	令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.22	委員会付託
議案第4号	令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.22	委員会付託
議案第5号	令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	R4.9.22	原案可決
議案第6号	令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	R4.9.22	原案可決
議案第7号	仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.9.22	原案可決
議案第8号	仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R4.9.22	原案可決
議案第9号	仁木町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例制定について	R4.9.22	原案可決
議案第10号	損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて	R4.9.22	原案可決
議案第11号	仁木町道路線の認定について（第4 稲園線）	R4.9.22	原案可決
同意第1号	仁木町教育委員会委員の任命について	R4.9.22	同意可決
意見案第5号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	R4.9.22	原案可決